

○農林水産省令第四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改 正 前									
<p>（輸入の場所）</p> <p>第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>（輸入の場所）</p> <p>第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>指定検疫物の種類</th> <th>（略）</th> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	指定検疫物の種類	（略）	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <th>指定検疫物の種類</th> <th>（略）</th> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	指定検疫物の種類	（略）	（略）	（略）
指定検疫物の種類	（略）										
（略）	（略）										
指定検疫物の種類	（略）										
（略）	（略）										
<p>第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するもの</p>	<p>第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するもの</p>	<p>（略）</p> <p>港、飛行場</p>	<p>（略）</p> <p>港、飛行場</p>								

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○総務省告示第九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成三十一年度分の固定資産税から適用する。

平成三十一年一月二十二日

総務大臣 石田 真敏